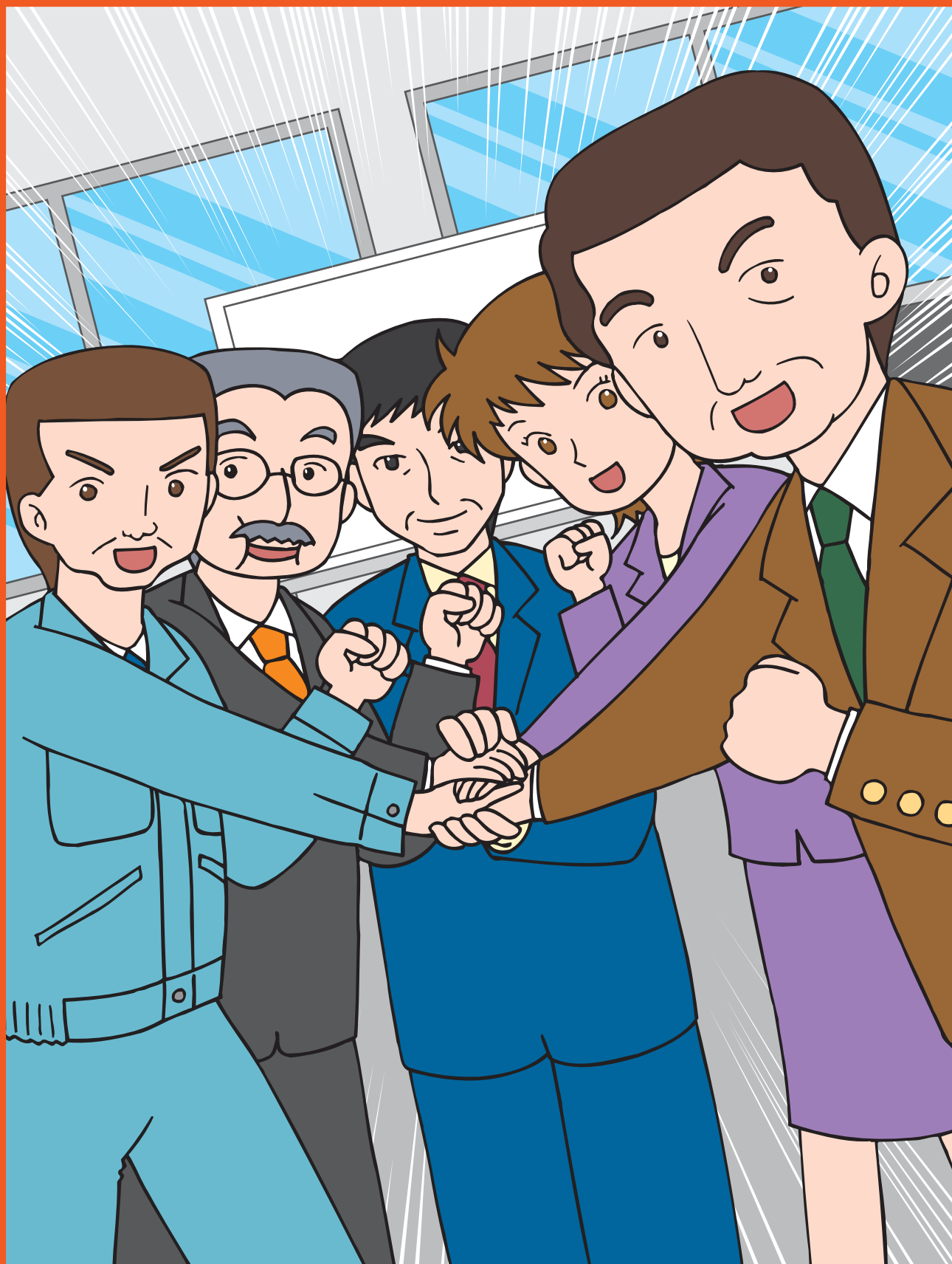


平成18年度版 中小企業新事業活動促進法



今チャレンジ新連携

マンガによるわかりやすく、親しみやすい解説書



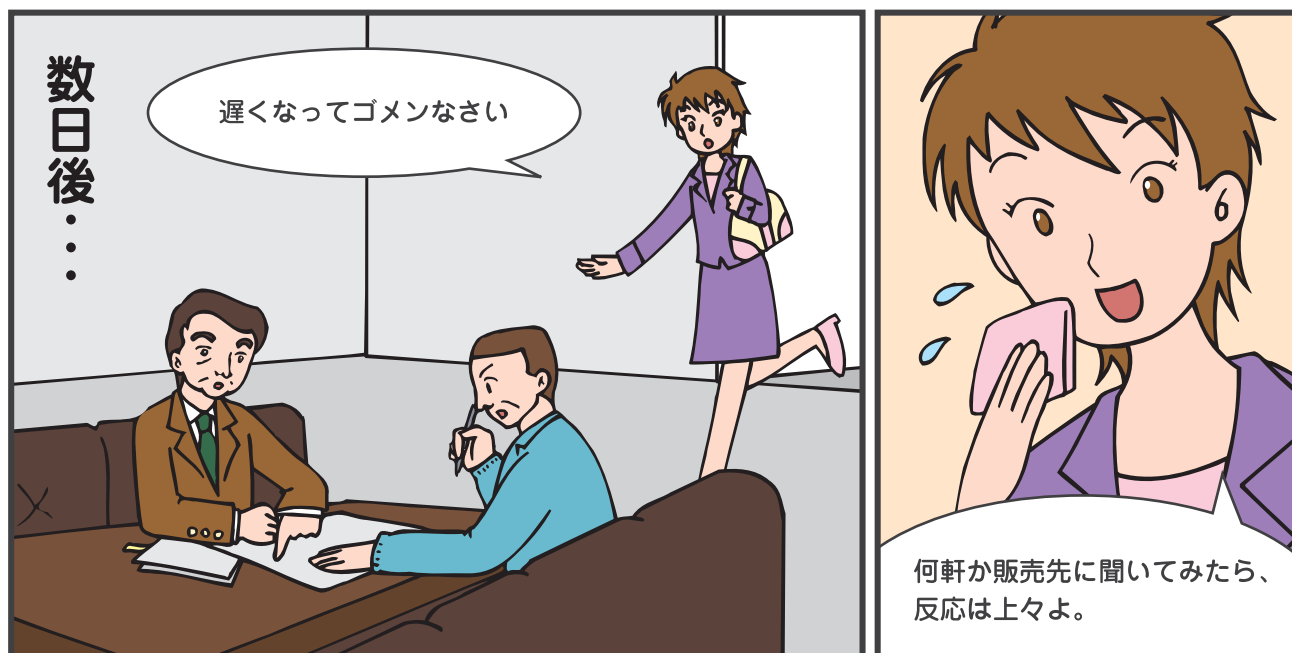
contents

「新連携」ってなに？	
「新連携支援」を活用して新ビジネスにチャレンジ！	02
戦略会議事務局へようこそ	
戦略会議事務局で新事業をバックアップ	04
新連携とは・・・	06
新連携支援地域戦略会議とは・・・	08
個別支援チーム発足	
新事業を専門家が支援	10
個別支援チーム	
連携の規約作り	12
販売戦略を立案	14
金融機関へ協力を依頼	16
事業の評価から認定まで	
評価委員会を経て、新連携事業認定へ	18
事業スタート、困難を乗り越えて	
認定後もフォローアップ	20
皆さんも挑戦してみませんか、新連携！	
新連携で、可能性を広げよう	22
支援策一覧	
融資の優遇措置	24
信用保証の優遇措置	26
補助金	27
投資の優遇措置	28
税制の優遇措置	28
その他の優遇措置	29
支援のプロセス	29
事例紹介	30
新連携事業の認定に該当しない事例	32
申請の手続きには？	33
連携体構築の費用を補助します（フォーメーション事業）	34
参考資料	35
お問い合わせ先一覧	37

「新連携」ってなに？

「新連携支援」を活用して新ビジネスにチャレンジ！





戦略会議事務局へようこそ

戦略会議事務局で新事業をバックアップ





新連携事業とは

●新事業活動

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

●異分野連携

業種が異なるなどの組み合わせで、それぞれの持ちよる技術やノウハウが異なること。

●販売につながる事業

単なる研究開発や異業種交流ではなく、必ず販売に結びつく事業であること。



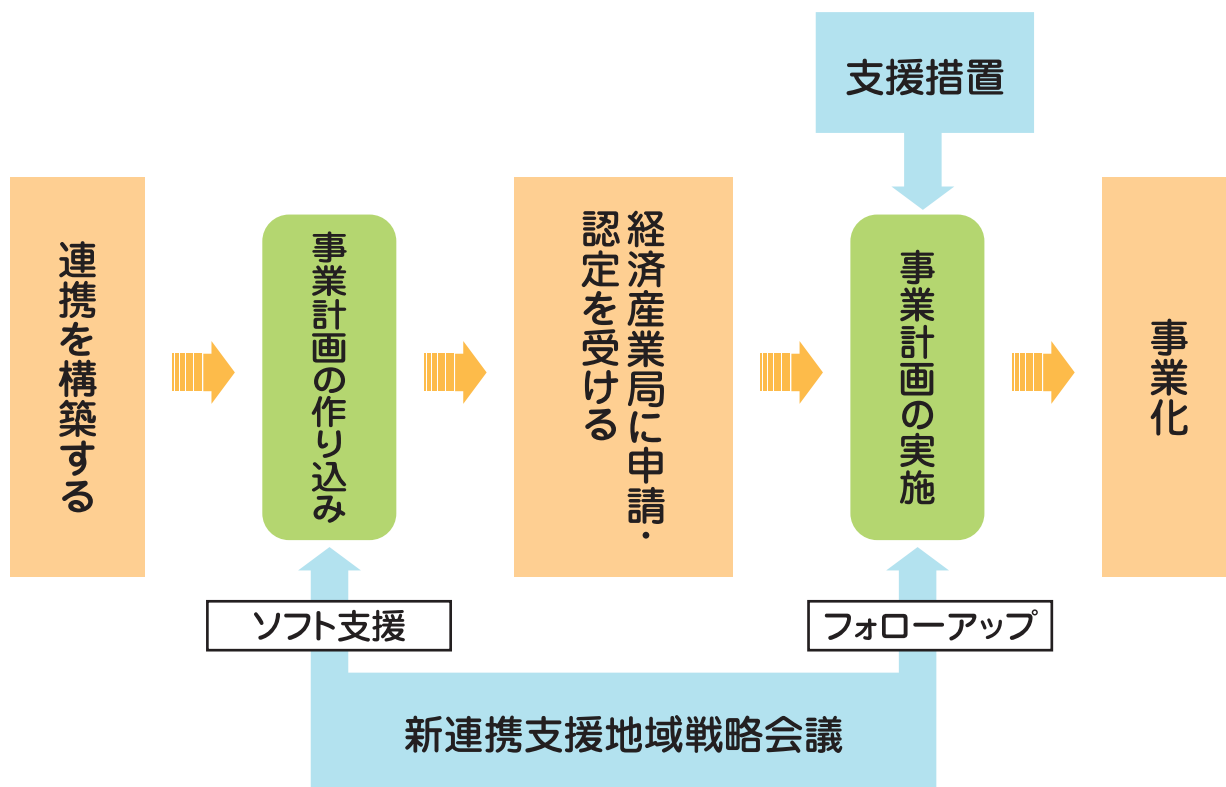
新連携とは…

「新連携事業」とは

新連携（中小企業新事業活動促進法では、「異分野連携新事業分野開拓」といいます）とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

（法第2条第7項抜粋）

新連携支援の手続き



【プロジェクトマネージャーからの一言】

これから新たに連携体を構築されようとする方々には、連携体構築にかかる費用を補助する補助金（フォーメーション事業）がありますので、こちらをご活用ください。（詳細は、34ページ）

新連携事業の要件

新連携事業の計画内容については、異分野の事業者が、経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図るものであることが必要です。

① 「異分野」とは

日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なるものをいいます。ただし、同分類でも、もちよる経営資源が異なれば異分野とします。

② 「新事業活動」とは

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

ここでの「新たな」とは、地域や業種を勘案して新しい事業活動をしています。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とします。

③ 「新事業分野開拓」とは

市場において事業を成立させることです。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立することが求められます。

④ 「計画期間」は

3～5年間です。

⑤ 財務面では

「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが必要です。

連携体の条件

- (1) 中核となる中小企業が存在すること。
- (2) 2以上の中小企業が参加すること。他に、大企業や大学、研究機関、NPO、組合などをメンバーに加えることも可能です。ただし、中小企業の貢献度合いが半数以下の場合は、支援対象外となります。
- (3) 参加事業者間での規約等により役割分担、責任体制等が明確化していること。

新連携支援地域戦略会議とは…

新連携支援地域戦略会議（戦略会議）

地域の総力を上げて新連携の取組を支援するため、全国9ヵ所の地域ブロックごとに設置しており、本会議と事務局から構成されています。（お問い合わせ先は37ページを参照）

1 本会議

地域を代表する企業や金融機関、大学等の有識者など地域経済に影響力のあるメンバーで構成し、新連携事業を地域で積極的に応援します。これにより、市場での認知度向上による需要の拡大や、信用力向上による新たな取引や資金調達を容易にすることが見込まれます。

2 事務局

事務局には、新連携事業にあたっての相談を受け、事業計画の作成から、事業化までの一貫した支援を行うプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーが配置されています。また、必要に応じ、中小企業診断士や販売戦略アドバイザー、技術士、税理士、公認会計士、弁護士、弁理士、商社OB、メーカー出身者などの専門家及び金融機関を含めた個別支援チームを組成し支援しています。

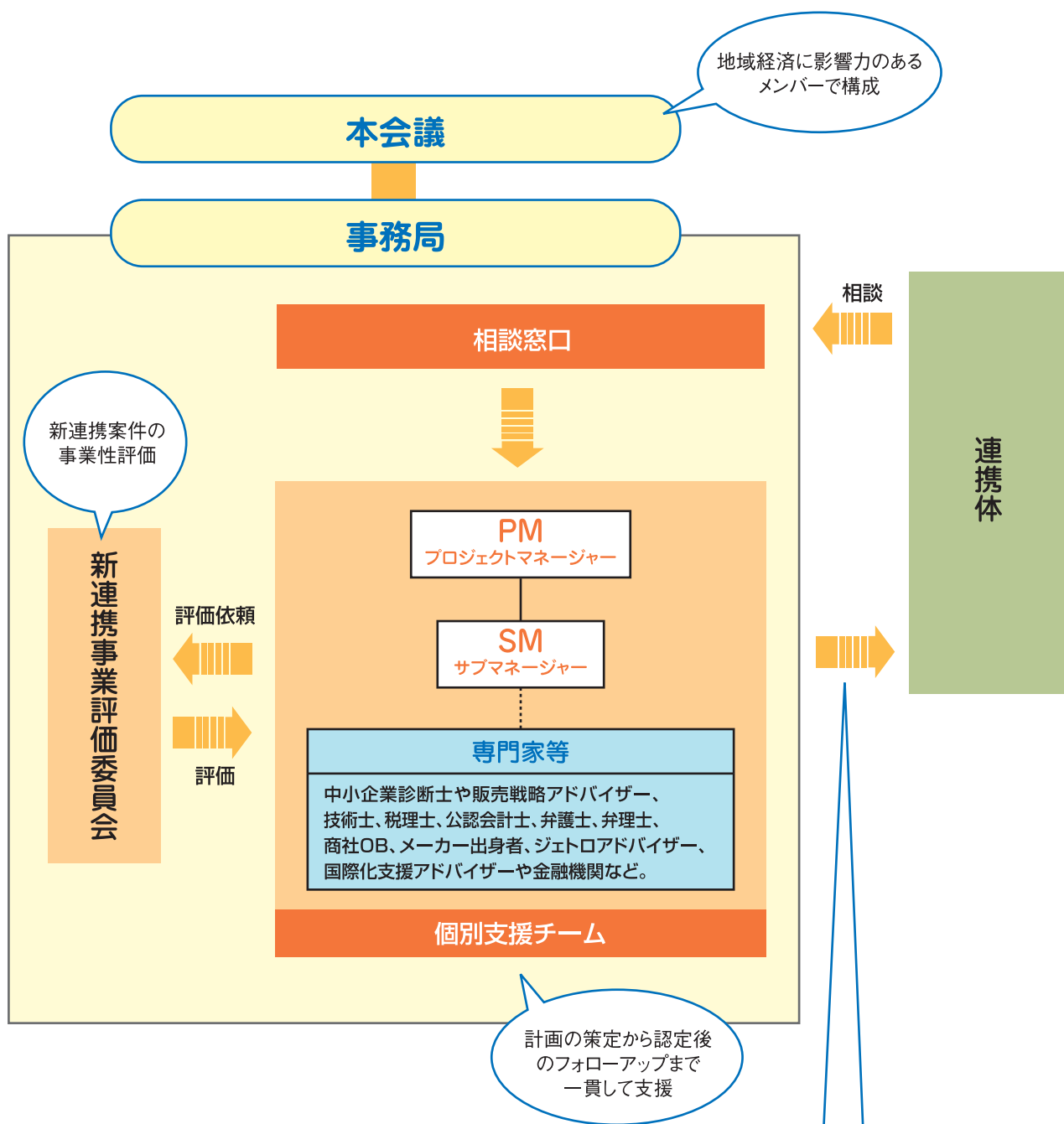
なお、同事務局内に新連携事業性を評価する新連携事業評価委員会を設置しています。

プロジェクトマネージャー（PM）及びサブマネージャー（SM）

商社や金融機関、メーカー出身者や経営コンサルタントなど、ビジネスに精通し、様々なネットワークを持った者をプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーといいます。

プロジェクトマネージャーは、事業計画の策定段階から市場に製品やサービスが提供され事業が軌道に乗るまで、商品開発、販路開拓等の様々なステージにおいて必要な支援を行います。

サブマネージャーは、プロジェクトマネージャーの補佐をする者です。



具体的な支援例

1. ビジネスプランづくりにあたっての問題発掘、仮説の提供、検証
2. 連携体の運営方法（規約作成、工程管理など）のアドバイス
3. 連携体に不足している連携先（大学、NPO、商社など）のマッチング
4. ビジネスプラン実行にあたっての資金調達、特許契約の締結など課題への対応
5. より広い市場を目指した販路開拓の実現

個別支援チーム発足

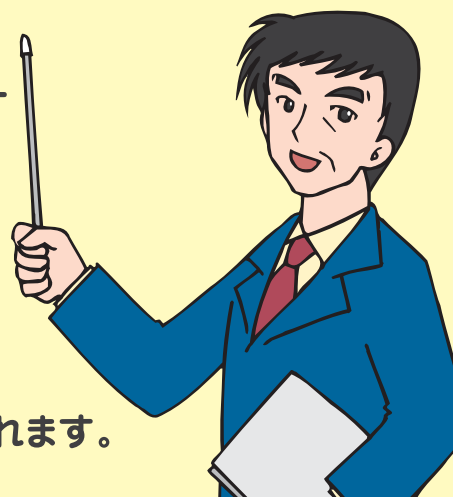
新事業を専門家が支援



戦略会議の人的サポート

- ・中小企業診断士
- ・販売戦略アドバイザー
- ・技術士
- ・税理士
- ・公認会計士
- ・弁護士
- ・弁理士

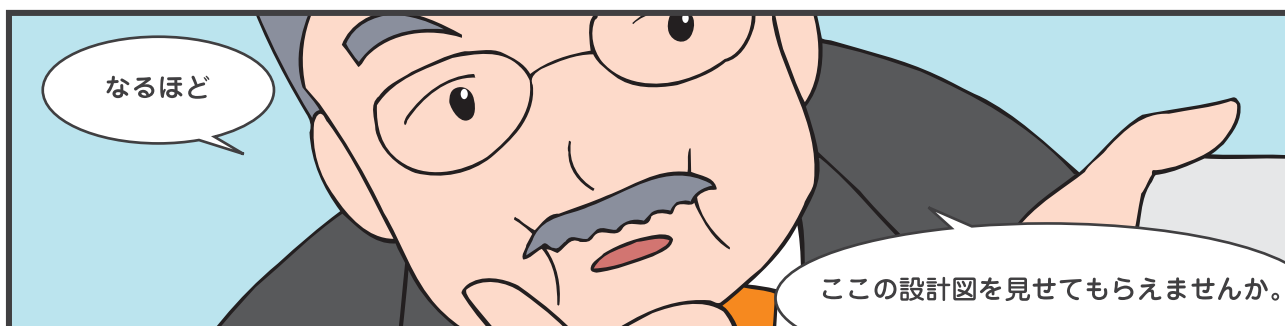
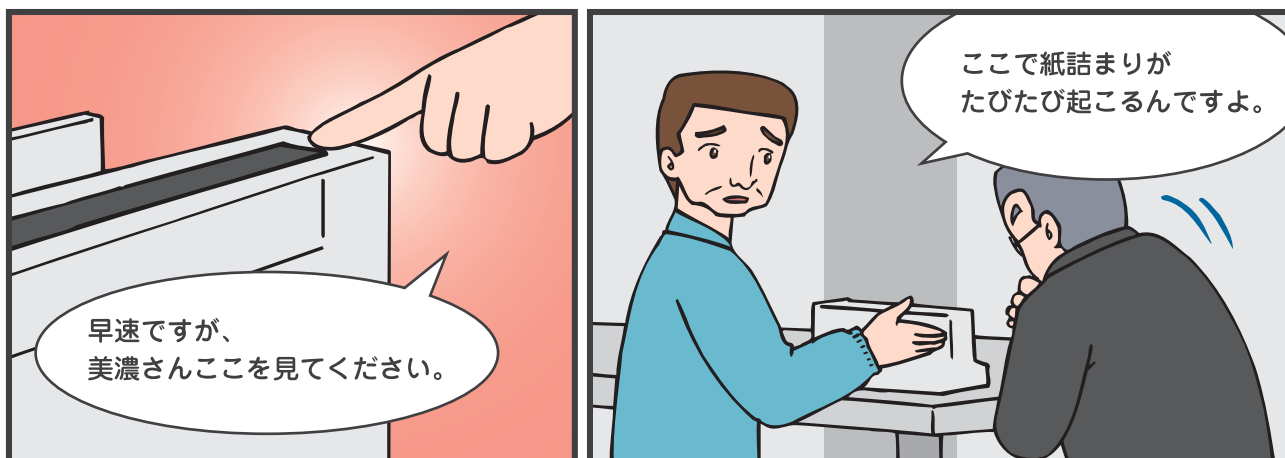
などの人的サポートが受けられます。

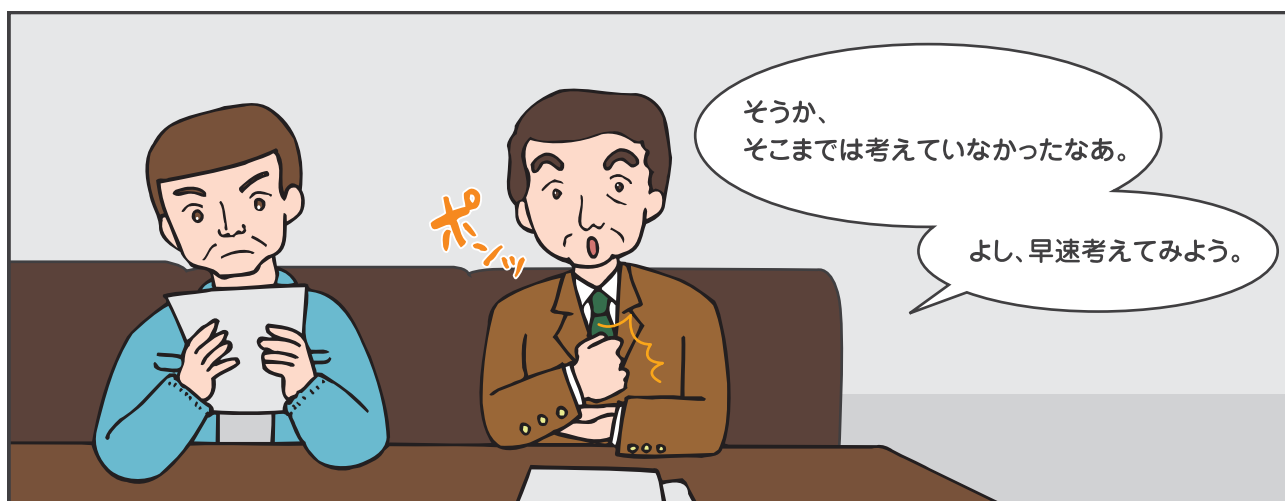
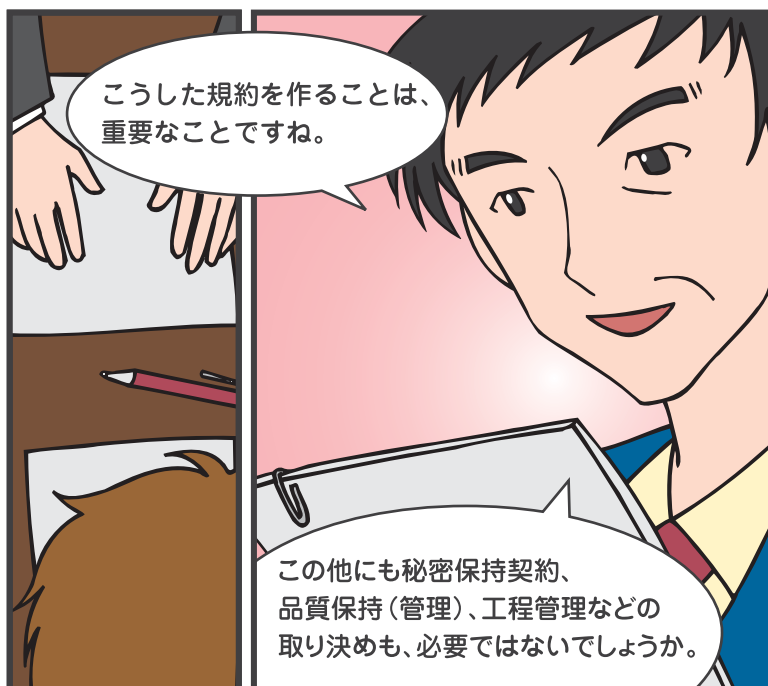




個別支援チーム

連携の規約作り





個別支援チーム

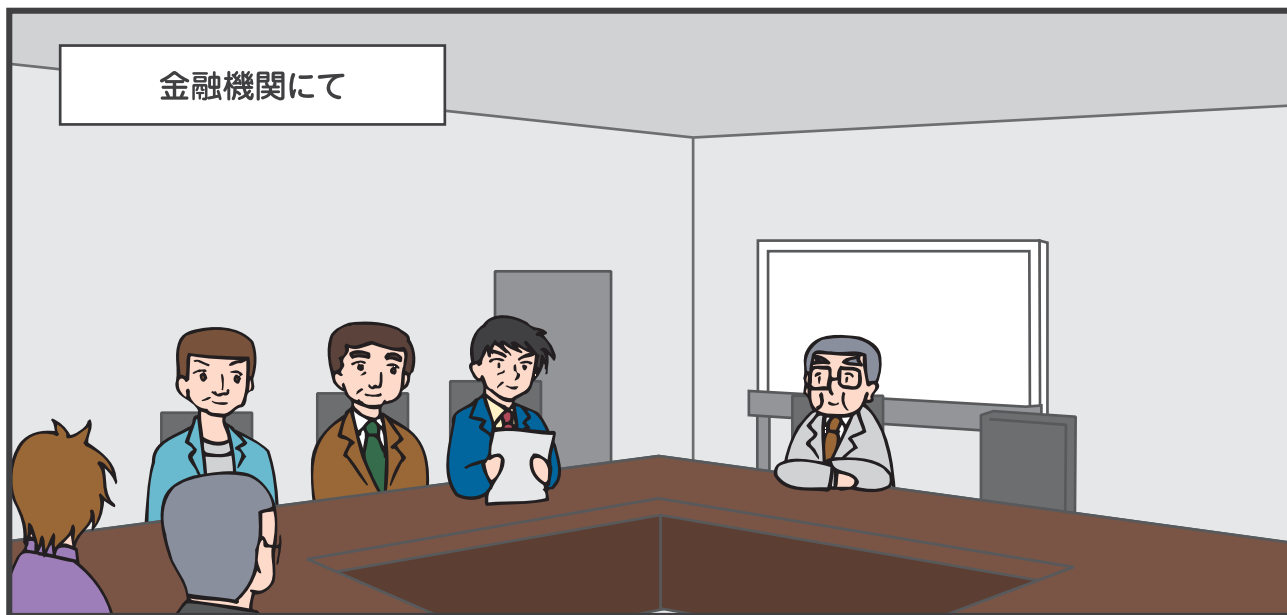
販売戦略を立案

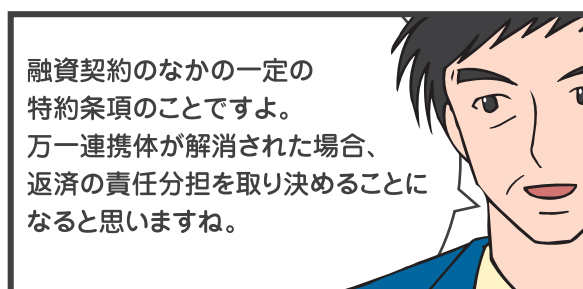
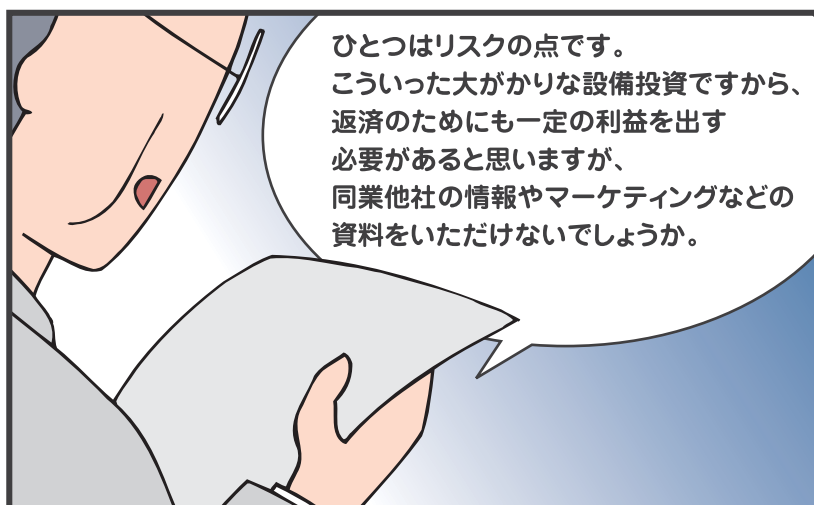




個別支援チーム

金融機関へ協力を依頼





事業の評価から認定まで

評価委員会を経て、新連携事業認定へ



新連携事業評価委員会にて ～評価～





(注) 経済産業局の申請窓口は37ページをご参照ください。

各地方経済産業局にて

～審査～



認定通知の送付



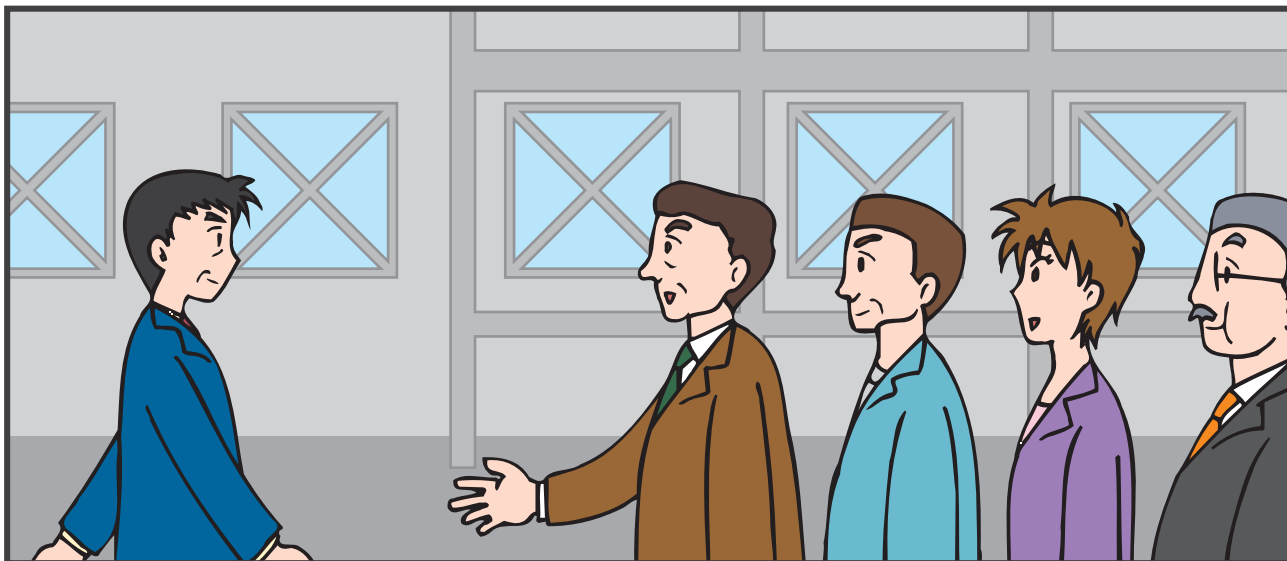
認定を受けると融資・信用保証・補助金・投資・税制・その他いろいろな支援措置が受けられます。詳しくは24～29ページをご覧ください。



(注) すでに複数の企業が連携して事業化している場合でも認定申請ができます。

事業スタート、困難を乗り越えて

認定後もフォローアップ

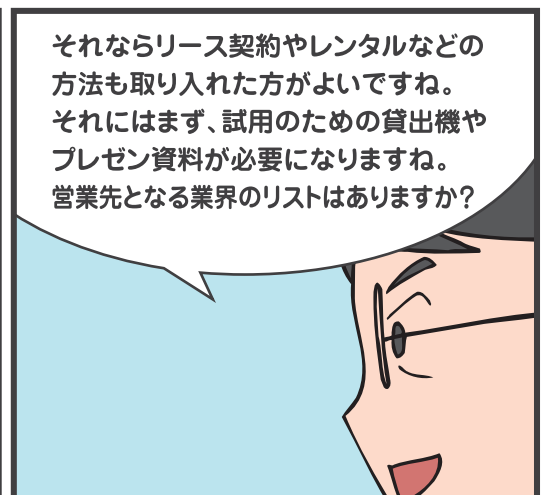




(注) 計画を変更する場合は、変更申請が必要です。

皆さんも挑戦してみませんか、新連携!

新連携で、可能性を広げよう



半年後…

こんにちは、
その後いかがですか？

いやあ、掛川さん、
おかげさまで
順調にってます。

でも、本当に
大変だったわ。
一時はどうなるかと
思ったけれど。

これも
戦略会議や金融支援の
おかげです。

一社ではできないことが、
連携することで、こうして
大きな成果をあげることが
できるんだなあ。

新連携でパワーアップ！

POWER UP

融資の優遇措置

① 政府系金融機関による低利融資制度

「新連携計画」に基づく設備資金及び運転資金について、計画の評価を加味し、政府系金融機関が優遇金利（政策金融の中で最優遇の金利（特利③）です）で、新連携計画に参画する個別企業向けに融資を行います。

中小企業金融公庫						
保証人要件	保証人あり			保証人なし		
担保要件	担保あり	一部担保免除 (貸付金額の75%まで)	無担保	担保あり	一部担保免除 (貸付金額の75%まで)	無担保
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1億2千万円	8千万円	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	1億2千万円	8千万円
貸付利率 ※注	特利③	特利③＋中小企業の信用 リスクに応じた上乗金利		特利③＋0.3%	特利③＋0.3%＋中小企業の信用 リスクに応じた上乗金利	

※注：特利③の貸付利率について、2億7千万円超及び土地に係る資金は基準利率。

国民生活金融公庫			
保証人要件	保証人あり		保証人なし ※注2
担保要件	担保あり	無担保	無担保
貸付限度額	設備資金 7千2百万円 運転資金 4千8百万円		2千万円
貸付利率 ※注1	特利③		特利③＋0.9%

※注1：特利③の貸付利率について、土地に係る資金は基準利率。

※注2：第三者の方の保証や担保の提供を不要とする融資。

商工組合中央金庫						
保証人要件	保証人あり			保証人なし		
担保要件	担保あり	一部担保免除 (貸付金額の75%まで)	無担保	担保あり	一部担保免除 (貸付金額の75%まで)	無担保
貸付限度額	設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	8千万円		設備資金 7億2千万円 運転資金 2億5千万円	8千万円	
貸付利率 ※注	特利③	特利③＋中小企業の信用 リスクに応じた上乗金利		特利③＋0.4%	特利③＋0.4%＋中小企業の信用 リスクに応じた上乗金利	

※注：特利③の貸付利率について、2億7千万円超及び土地に係る資金は基準利率。

お問い合わせ先

中小企業金融公庫

東京相談センター TEL:03-3270-1260 名古屋相談センター TEL:052-551-5188
大阪相談センター TEL:06-6345-3577 福岡相談センター TEL:092-781-2396
全国各支店：<http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html>

国民生活金融公庫

東京相談センター TEL:03-3270-4649 名古屋相談センター TEL:052-211-4649
大阪相談センター TEL:06-6536-4649
全国各支店：<http://www.kokukin.go.jp/tenpo/>

商工組合中央金庫

広報部相談センター TEL:03-3246-9366
全国各支店：<http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index>

沖縄振興開発金融公庫本・支店 TEL:098-941-1700

② 高度化融資制度

「新連携計画」に基づき、4者以上が連携して行う事業に必要な生産・加工施設等の設備資金について、中小企業基盤整備機構が都道府県と協力して融資を行います。なお、融資に当たっては、中小企業基盤整備機構が戦略会議と連携しながら、新連携計画の認定前に高度化事業計画に対するアドバイスをを行います。

貸付対象者	構成員が4人以上かつ構成員の2/3以上が認定中小企業者である任意グループ
貸付対象資金	土地、建物、構築物、設備
貸付利率	無利子
貸付期間	20年以内（うち据置3年以内）
貸付割合	90%

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構地域・連携推進グループ地域・連携企画課
TEL:03-5470-1528

信用保証の優遇措置

③ 信用保証の特例

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、保証の特例を受けるためには、新連携計画の認定を受ける必要があります。特例措置の具体的内容は次のとおりです。

- 普通保証、無担保保証、特別小口保証、売掛金債権担保保証の別枠化
普通保証、無担保保証、特別小口保証、売掛金債権担保保証に加えて、それぞれさらに別枠で同額の保証を受けることができます。

【保証限度額】					【別枠】
普 通 保 証	企業	2億円	+		2億円
	組合	4億円			4億円
無 担 保 保 証		8,000万円			8,000万円
特 別 小 口 保 証		1,250万円			1,250万円
売掛金債権担保保証 ※注		1億円			1億円

※注：中小企業者が有している売掛債権（売掛金、受取手形、割賦販売代金債権、運送料債権、工事請負代金債権等）を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

- 新事業開拓保証の限度枠拡大

【保証限度額】					【枠拡大】
新 事 業 開 拓 保 証	企業	2億円	→		4億円
	組合	4億円			6億円

お問い合わせ先

(社) 全国信用保証協会連合会業務部 TEL:03-3271-7201
各都道府県等の信用保証協会

④ 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の債務保証制度

新連携プロジェクトの実施において必要なソフトウェアの開発・購入資金及びソフトウェア開発者の教育・研修資金について、「新連携計画」に参画する個別企業の返済能力、プロジェクトの内容を評価し、無担保で債務保証を行います。

資 金 使 途	・ 自社の事業活動の効率化に寄与するソフトウェアの開発・購入資金 ・ ソフトウェア開発者の教育・研修資金
保 証 料 率	年0.75%（連帯保証人2名以上の場合等は年0.5%）
保 証 期 間	3年以内
保 証 額	融資額の95%以内
保証融資限度額	1件あたり150百万円以内、1社あたり300百万円以内
連 帯 保 証 人	1名以上（ただし、代表取締役は全員）
担 保	無担保
取 扱 金 融 機 関	取扱金融機関は、IPAに問い合わせさせていただくか、IPAホームページによりご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) 金融推進グループ TEL:03-5978-7505
<http://www.ipa.go.jp/software/hosyo/>

補助金

⑤ 新連携対策事業

事業化・市場化支援事業

中小企業新事業活動促進法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた連携体が、新連携の事業を行う際に補助金を受けることができます。

【対象者】

「新連携計画」の認定を受けた連携体の代表者

【内容】

異分野の中小企業等が連携して行う事業に必要な経費（連携規約作成・新商品開発・マーケティング等）について補助が受けられます。

【補助金額・率】

3,000万円を上限とし、補助対象経費の3分の2以内とします。

お問い合わせ先

地方経済産業局 (37ページ参照)

中小企業庁のホームページから申請様式がダウンロードできます。

投資の優遇措置

⑥ 中小企業投資育成株式会社法の特例

新連携に係る事業を行うために、資本金の額が3億円を超える株式会社の設立に際し、その株式を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援します。また、中小企業者のうち、資本金の額が3億円を超える株式会社が、新連携に係る事業を行うために発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債を中小企業投資育成株式会社が引受けることにより、資金調達を支援します。

お問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社	TEL:03-5469-1811
名古屋中小企業投資育成株式会社	TEL:052-581-9541
大阪中小企業投資育成株式会社	TEL:06-6341-5476

税制の優遇措置

⑦ 設備投資減税

【対象者】

「新連携計画」の認定を受けた者のうち、一定の成長が見込まれる中小企業者

【対象設備】

機械・装置で1台又は1基の取得価額が280万円以上（リースの場合はリース費用の総額が370万円以上）のもの

【内容】

- 取得の場合 30%の特別償却又は7%の税額控除が受けられます。
- リースの場合 リース費用総額の60%相当額の7%の税額控除が受けられます。

お問い合わせ先

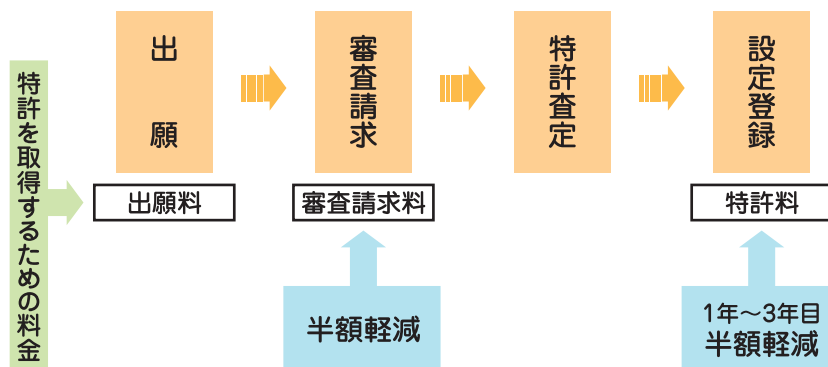
地方経済産業局 (37ページ参照)

詳しくは、中小企業庁発行「上手に使おう!中小企業税制」をご覧ください。中小企業庁のホームページからダウンロードできます。

その他の優遇措置

⑧ 特許料等の減免措置

「新連携計画」の認定を受けた技術に関する研究開発事業による成果について、当該認定を受けた中小企業が特許出願（計画開始から計画終了後2年以内に出願されたものに限る）を行った場合、当該特許出願に係る審査請求料・特許料（第1年～第3年）を半額に軽減できます。

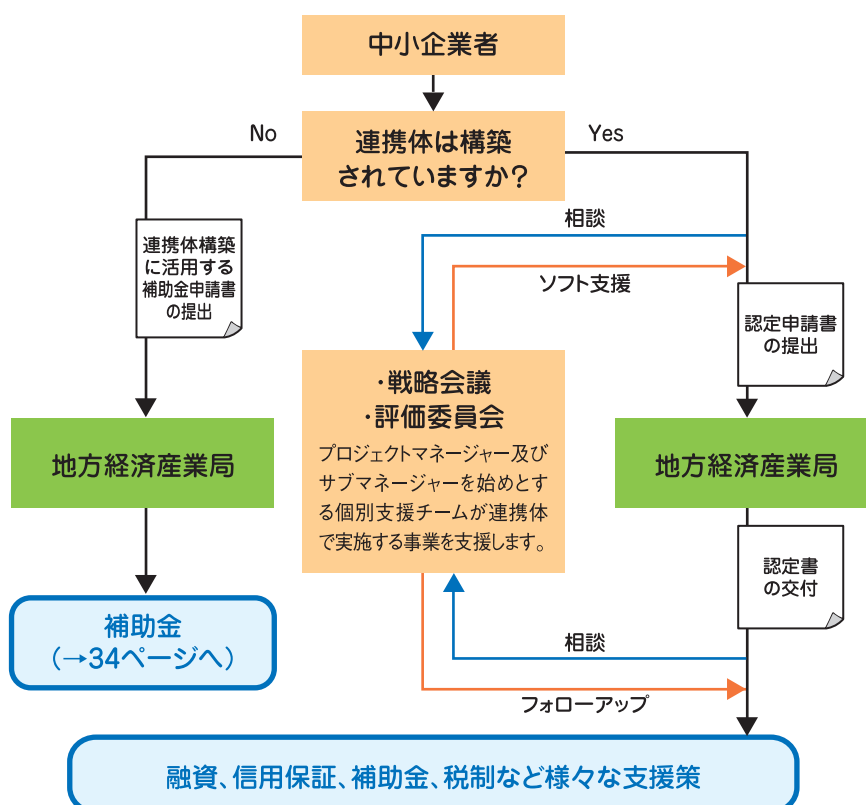


お問い合わせ先

地方経済産業局 (37ページ参照)

特許庁総務部総務課 TEL:03-3581-1101

支援のプロセス

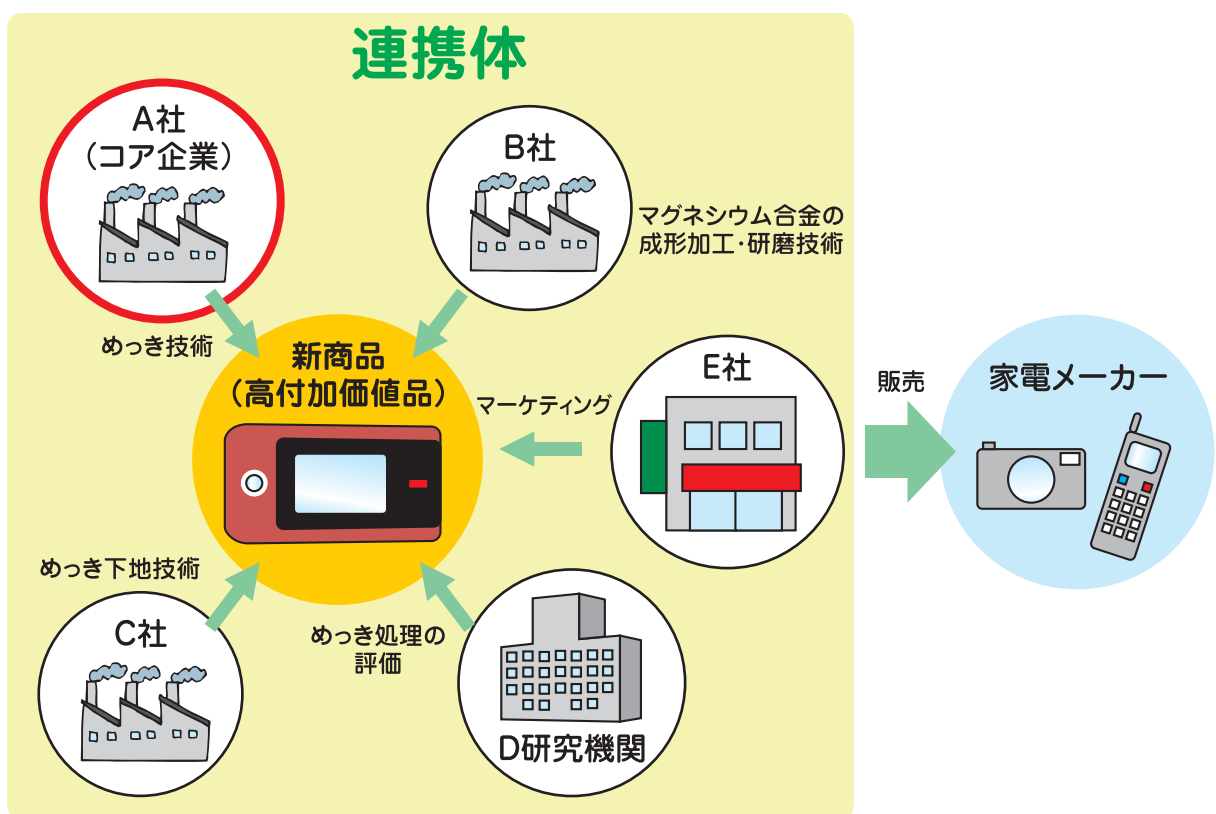


事例紹介(1)

事業の概要

高度なめっき技術を有しているA社(コア企業)は、マグネシウムのボディーにめっきで彩色する技術を開発すれば、光沢性に優れ、傷に強い、様々なデザインの携帯電話が実現できると考えた。

このため、A社は、従来から取引関係のあるB社、C社や、めっき処理の評価を行うD研究機関及びマーケティングを担当するE社と連携し、マグネシウム合金にめっきで彩色した携帯電話のボディーを開発・製造し、家電メーカーに販売するプロジェクトを進めることとした。



連携体の構築メンバーとその役割

A社(中心中小企業)・・・連携体の中心的な役割を果たし、商品開発構想、めっき技術の提供、各種管理規程等の策定

B社(中小企業者)・・・マグネシウム合金の成形加工・研磨技術の提供

C社(中小企業者)・・・めっき下地技術の提供

D研究機関・・・めっき処理の評価

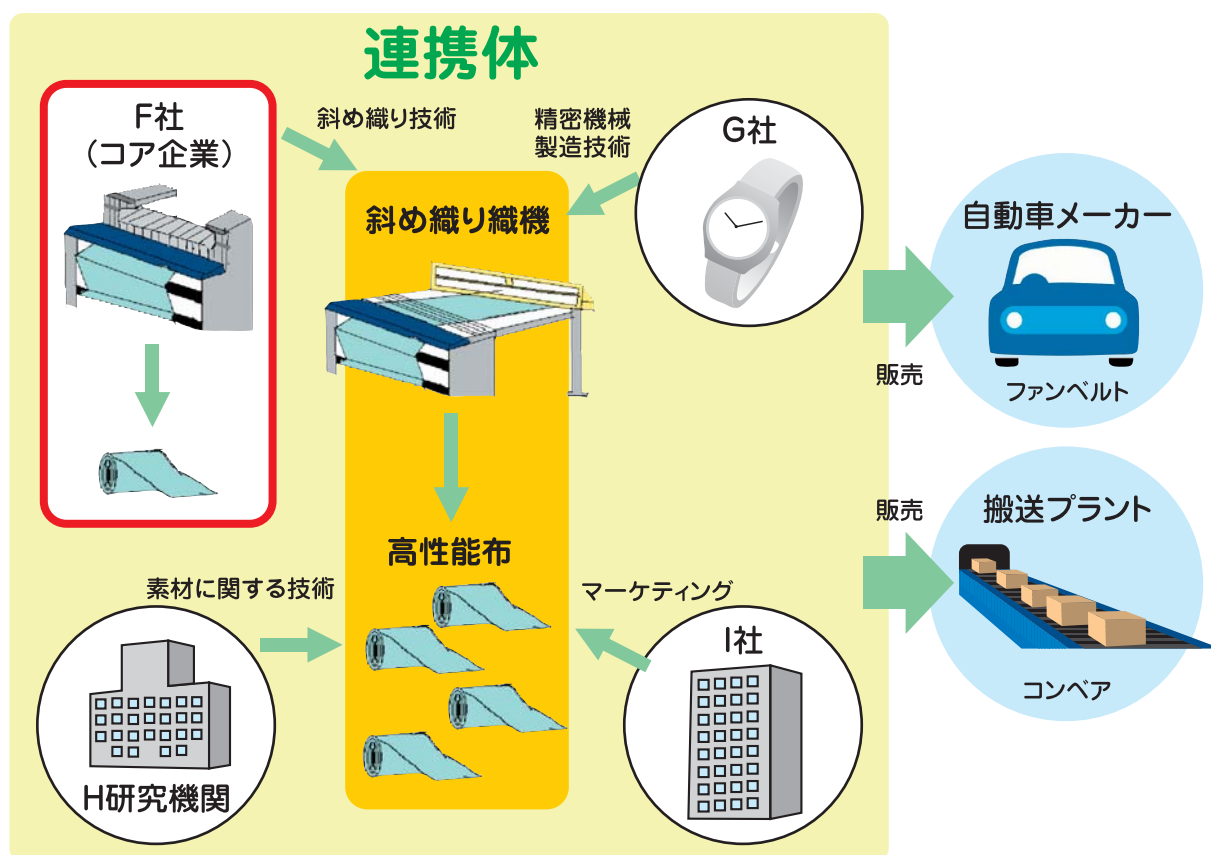
E社(中小企業者)・・・マーケティング

事例紹介(2)

事業の概要

独自の「斜め織り」技術を有するF社（コア企業）は、自社の有する「斜め織り」技術と新たな素材との融合により、自動車のファンベルトや搬送プラントのコンベアベルトに最適な伝動効率に優れた高性能布が実現できると考えた。

このため、F社は、知り合いであるH研究機関を通じて紹介された精密機械製造技術を有するG社と共同して、斜め織り専用織機を開発するとともに、素材に関する技術を有するH研究機関やマーケティングを担当するI社と連携し、同織機を用いた高性能布を製造し、自動車メーカーや搬送プラントメーカーに販売するプロジェクトを進めることとした。



連携体の構築メンバーとその役割

F社（中心中小企業）…連携体の中心的な役割を果たし、商品開発構想、斜め織り技術の提供、各種管理規程等の策定

G社（中小企業者）……精密機械製造技術の提供

H研究機関……………素材に関する技術の提供

I社（大企業）……………マーケティング

新連携事業計画の認定に該当しない事例

異分野の連携でない事例

部品加工メーカーが、近隣の同業者と連携して事業協同組合を設立し、大手企業から同じ製品を共同受注したり、資材の共同購入を行う計画

【理由】

異分野の事業者が、異なる技術やノウハウを組み合わせることで可能となる新たな事業の計画であることが要件であるため、本事例は認定の対象とならない。

新事業活動でない事例

不動産業者、設計士、製材屋、左官屋、大工等が連携して、建て売り住宅を販売する計画

【理由】

地域や業種を勘案して新しい事業活動であることが要件であるため、本事例のような既に相当程度普及している事業計画は、認定の対象とならない。

研究開発にとどまる事例

薬品Aを薬品Bに化学変化させる研究を中小企業者、大学及び民間研究機関と連携体を構築して行う計画

【理由】

具体的な販売活動が計画されているなど、市場において事業を成立させる計画であることが要件であるため、研究開発にとどまる計画は、認定の対象とならない。

申請の手続きには？

計画の申請にあたっては、基本的に次の書類を2部用意してください。（1部は写しで結構です。）

1. 認定申請書及び別表（計画書、実施計画書、連携の様態、経営計画及び資金計画書）
2. 中小企業者の定款
3. 中小企業者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらが無い場合、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
4. 連携参加者全員の計画に対する同意書の写し

※2と3の書類については、連携参加者のうち中小企業者の分だけで結構ですが、4については、連携事業に参加するすべての方の分の提出が必要です。



【プロジェクトマネージャーからの一言】

申請を行う場合には、お近くの新連携支援地域戦略会議にご相談ください。申請書の詳しい記載内容や記載方法は、事業のご相談の中でご説明することになります。なお、申請書類については、戦略会議でお渡しできるほか、中小企業庁のホームページからもダウンロードすることができます。（お問い合わせ先一覧は37ページを参照）



連携体構築の費用を補助します (フォーメーション事業)

1 概要

専門知識や高度な技術等を有している中小企業者が、自己の優れた経営資源（技術、マーケティング、商品化等）を持ち寄り、異業種の他者（中小企業者、個人、中堅・大企業、組合、研究機関、NPO等）と2者以上で、一定のルールを持つ連携体を構築する場合に、その構築に必要な経費の一部を補助します。

2 対象者

連携体の代表者（連携事業の中心となる中小企業者）

3 補助金額・率

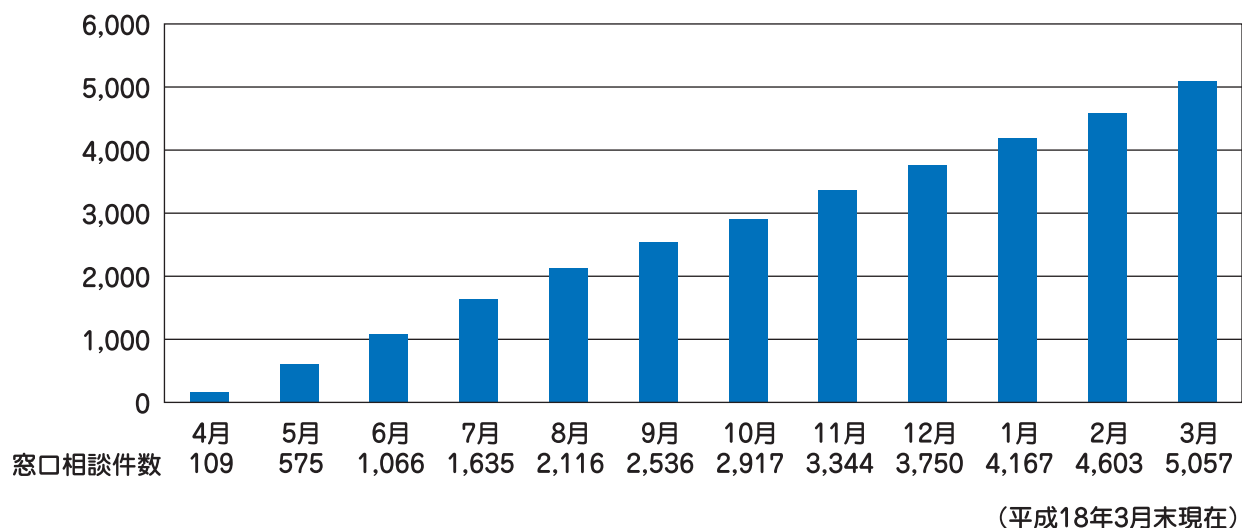
500万円を上限とし、補助対象経費の3分の2以内とします。

お問い合わせ先
地方経済産業局（37ページ参照）

中小企業庁のホームページから申請様式がダウンロードできます。

平成17年度新連携事業計画の認定件数 165件

■戦略会議事務局における窓口相談件数（累計）



■新事業活動の分野

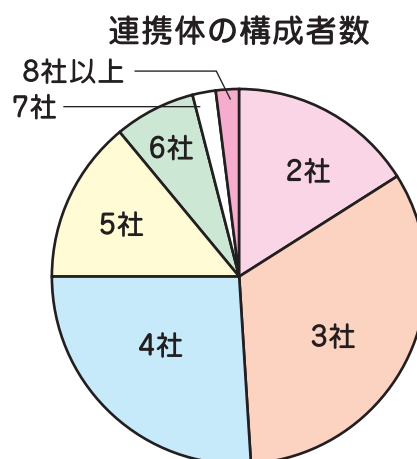
（平成17年度認定件数165件の新事業活動分野の分野別割合）

分野	件数	構成比
製造・加工	107	65%
サービス・IT	18	11%
環境	9	5%
食料・食品	11	7%
医療・福祉	2	1%
建設	9	5%
生活	4	2%
バイオ	3	2%
流通	1	1%
防犯・防災	1	1%
合計	165	100%

■連携体の構成者数

(平成17年度認定件数165件の構成者数別の割合)

構成者数	件数	構成比
2社	26	16%
3社	54	33%
4社	43	26%
5社	24	14%
6社	11	7%
7社	3	2%
8社以上	4	2%
合計	165	100%



■主な支援策の活用状況

(平成17年度認定件数165件の支援策活用状況)

支援策	件数
平成17年度新連携対策補助金 (事業化・市場化支援補助金)	91
平成18年度新連携対策補助金(第1期)申請件数 (事業化・市場化支援補助金)	111
政府系金融機関の低利融資	123
設備投資減税	47
信用保証の特例	36
特許料減免措置	44

(※活用予定含む)

お問い合わせ先一覧

■新連携支援地域戦略会議事務局

地 域	住 所	電話番号
北海道	〒060-0807 札幌市北区北7条西4丁目5-1 伊藤110ビル 8階	011-738-2100
東 北	〒980-6023 仙台市青葉区中央4丁目6-1 SS30ビル (住友生命仙台中央ビル) 23階	022-716-1751
関 東	〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル1階	03-3433-8226
中 部	〒460-0003 名古屋市中区錦2-9-29 ORE名古屋伏見ビル4階	052-201-3068
北 陸	〒920-0031 金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-6100
近 畿	〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャングイズマートビル11階	06-6910-3865
中 国	〒730-0017 広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビル8階	082-502-7246
四 国	〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー高層棟7階	087-811-3515
九 州	〒810-0001 福岡市中央区天神1-14-4 大和生命福岡ビル8階	092-771-6212
沖 縄	〒901-0152 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター4階	098-859-7566

■地方経済産業局

	電話番号
北海道経済産業局中小企業課	011-709-1783 (直通)
東北経済産業局中小企業課新連携支援室	022-262-1244 (直通)
関東経済産業局新規事業課	048-600-0394 (直通)
中部経済産業局中小企業課	052-951-2748 (直通)
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局産業課	076-432-5401 (直通)
近畿経済産業局中小企業課	06-6966-6054 (直通)
中国経済産業局中小企業課	082-224-5661 (直通)
四国経済産業局中小企業課	087-834-7621 (直通)
九州経済産業局中小企業課	092-482-5508 (直通)
沖縄総合事務局中小企業課	098-862-1452 (直通)



中小企業庁経営支援部経営支援課：03-3501-1763 (直通)

中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>





編集・発行

中小企業庁経営支援課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-1763

原稿作成：城所総合会計事務所（城所・桐山・稲生・松野）

コーディネーター：（有）フォーラム・レ・ソシエ

デザイン：softmachine（松本・澤村）